

令和7年2月5日開催

石狩市教育委員会会議（2月定例会）資料

<議案>

議案第4号 石狩市立学校管理規則の一部改正について（継続審議）・・・・・・P 1

石 狩 市 教 育 委 員 会

<議案第4号関係>

石狩市教育委員会規則第 号
石狩市立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和7年 月 日提出

石狩市教育委員会教育長 佐々木 隆 哉

石狩市立学校管理規則の一部を改正する規則
石狩市立学校管理規則（昭和50年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
(校務の分掌) 第7条 校長は、この規則に定めるもののほか、<u>前条</u>に基づき教育長が定める事項を参考にして、所属職員の校務の分掌を定めるものとする。 2～3 略 (旅行命令) 第43条 略 2～3 略 4 <u>所属職員</u>は、旅行を終えたときは復命書（別記第20号様式）により速やかに校長に復命しなければならない。ただし、軽易な用務で記録に残す必要がないと校長が認める場合には、口頭で復命することができる。	<u>(養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務内容)</u> <u>第6条の7 養護教諭及び栄養教諭の職務の明確化を図るため、標準的な職務の内容その他養護教諭及び栄養教諭の職務の遂行に関し必要な事項は、教育長が定める。</u> (校務の分掌) 第7条 校長は、この規則に定めるもののほか、<u>前2条</u>に基づき教育長が定める事項を参考にして、所属職員の校務の分掌を定めるものとする。 2～3 略 (旅行命令) 第43条 略 2～3 略 4 <u>職員</u>は、旅行を終えたときは復命書（別記第20号様式）により速やかに校長に復命しなければならない。ただし、軽易な用務で記録に残す必要がないと校長が認める場合には、口頭で復命することができる。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則
この規則は、公布の日から施行する。